

○国立大学法人上越教育大学出版会運営会議規程

(平成25年3月22日規程第17号)

最終改正 平成25年12月11日規程第31号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人上越教育大学出版会規則（平成25年規則第5号。以下「規則」という。）第6条第2項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学出版会運営会議（以下「運営会議」という。）について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 国立大学法人上越教育大学出版会（以下「出版会」という。）の運営に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 規則第5条に規定する運営責任者
- (2) 学長が指名した副学長
- (3) 附属図書館長
- (4) 事務局長
- (5) その他学長が指名した者若干人

(委員の委嘱及び任期)

第4条 前条第5号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

- 2 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第5号に掲げる委員の任期の終期は、委員として委嘱された日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(議長等)

第5条 運営会議に議長を置き、運営責任者をもって充てる。

- 2 運営会議に副議長を置き、議長が指名する委員をもって充てる。

(会議の招集及び議長)

第6条 議長は、運営会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(定足数及び議決数)

第7条 運営会議は、委員（出張を命じられた者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議決を要する事項については、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(出版企画委員会の設置)

第9条 運営会議は、出版会による出版物の企画その他必要な事項を審議するため、国立大学法人上越教育大学出版会出版企画委員会（以下「出版企画委員会」という。）を置く。

2 出版企画委員会に関し必要な事項は、別に定める。
（事務の処理）

第10条 運営会議に関する事務は、学術情報課において処理する。
（細則）

第11条 この規程に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規程第31号（平成25年12月11日））

この規程は、平成25年12月11日から施行する。